

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	特定動物の飼養又は保管の許可
概 要	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として環境省が定める動物（以下、「特定動物」）を飼養又は保管しようとする者は、予め特定動物の種類ごとに大阪市長の許可が必要です。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第26条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条、第14条、第15条
審査基準	次の各号に適合していなければ、許可をすることはできません。 1 特定動物の性質に応じて、特定動物飼養施設の構造及び規模及び特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合すること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条（参考資料「特定-1」、環境省ホームページ http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F18001000001.html ）、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h180120_21.pdf ）、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h180120_22.pdf ）
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	特定動物飼養・保管許可申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	1件につき20,000円（同一敷地内において飼養又は保管する特定動物で2種以上の許可を同時に受けようとする場合、1種ごとに、10,000円追加）
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007352.html
備 考	